

**「輸入品に対する特定の関税措置に関する大統領令」・
「自動車及び自動車部品の輸入調整に関する改正」について**

2025年5月1日

追加関税の重複適用の調整措置(4/29)

- ◆ 4/29付けで、「輸入品に対する特定の関税措置に関する大統領令」を発表
- ◆ 「自動車及び自動車部品関税」と「対カナダ・メキシコ関税」「鉄鋼アルミ関税」が重複して適用されないことを定めたもの
- ◆ 3/4に遡って適用

- 自動車及び自動車部品に関する追加関税の対象物品には、対カナダ追加関税、対メキシコ追加関税、鉄鋼アルミ追加関税は課さない。
- 対カナダ又は対メキシコに関する追加関税の対象物品には、鉄鋼アルミ追加関税は課さない。
- アルミに関する追加関税の対象物品には、追加関税の要件を満たす場合に限り鉄鋼に関する追加関税を課す。
- 鉄鋼に関する追加関税の対象物品には、追加関税の要件を満たす場合に限り、アルミにかかる追加関税を課す。
- 上記に必要な執行メカニズム等の変更措置を東部夏時間2025年5月16日午前12時1分までに実施し、3月4日以降に輸入されたものについて遡及適用する。還付は標準的な手続きに従って処理される。

参考：日本から米国への輸出で、「自動車及び自動車部品」と「鉄鋼アルミ関税」の双方の対象となっている品目は18品目、16億ドル(2024年実績)。大宗は「その他の自動車部品」に分類される品目

自動車及び自動車部品関税の修正(4/29)

- ◆ 4/29付けで、大統領布告「自動車及び自動車部品の輸入調整に関する改正」を発表
- ◆ 米国内での自動車生産に応じ、自動車部品にかかる追加関税の相殺措置を講じるもの

- 米国で組み立てられた**自動車の価値の15%を占める自動車部品に対する関税を1年間減免**
 - 具体的には、2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に米国で組み立てられたすべての自動車の製造者希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%に相当する輸入調整相殺額を受けることが出来る（※「3.75%」は、MSRPの15%に相当する25%追加関税額）
- その後1年間、**自動車の価値の10%に相当する自動車部品に対する関税を減免**
 - 具体的には、2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に米国で組み立てられたすべての自動車のMSRPの合計額の2.5%に相当する輸入調整相殺額を受けることが出来る（※「2.5%」は、MSRPの10%に相当する25%追加関税額）
- 製造者の輸入調整相殺額は、当該製造者から承認を受けた輸入業者にのみ使用可能であり、**自動車部品にかかる追加関税にのみ使用可能**